

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿

原議保存期間	1年(令和3年3月31日まで)
有効期間	二種(令和3年3月31日まで)

警察庁丁給厚発第195号、丁企画発第128号

丁人発第159号

令和2年3月19日
警察庁長官官房給与厚生課長
警察庁長官官房企画課長
警察庁長官官房人事課長

新型コロナウイルス感染症対策における水際対策強化措置に係る留意事項について(通達)

標記の件について、厚生労働省は、3月9日から、中国又は韓国からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請しているところであるが、今般、水際対策強化のための新たな措置として、下記の国の全域を当該措置の対象に追加することとし、当該措置を、令和2年3月21日午前0時以降に出発し、本邦に來航する飛行機又は船舶を対象とし、4月末日までの間、実施する(ただし、同期間は、更新することができる。)こととしたところである。

各位にあつては、所属職員が当該国への公務出張を行おうとする場合、当該措置により、帰国後に14日間の待機等が要請されることとなることを念頭に置かれたい。

また、所属職員が当該国への私的旅行を計画している場合、上記措置に留意するよう周知されたい。

さらに、当該国への公務出張又は私的旅行を行う所属職員については、渡航中及び帰国後の健康観察を徹底するようにされたい。

記

【追加される対象国】

- シェンゲン協定加盟国(アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン及びルクセンブルク)
- アイルランド、アンドラ、イラン、英国、エジプト、キプロス、クロアチア、サンマリノ、バチカン、ブルガリア、モナコ及びルーマニア